

平成29年度

教育委員会事務事業点検及び評価報告書

(平成28年度実施事業)

平成30年2月

筑西市教育委員会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 教育委員会の施策	P. 2
3. 点検及び評価	P. 3～P. 4
4. 点検及び評価結果	P. 5～P. 10
5. まとめ	P. 11
資料1 筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則	P. 12

1. はじめに

平成27年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化等を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものです。

このように法律が一部改正される一方で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが定められています。また、同条第2項において、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされており、

一般的に施策・事務事業は、その費用対効果や成果について、市民の視点に立った評価を実施するとともに、その結果を公表することにより、適切な進行管理を徹底し、施策や事務事業について不断の見直しを実施していくことが必要とされています。

以上のことから、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、筑西市の事務事業評価に基づき、従来からの行政評価に加え、法の趣旨に則った事務事業の点検及び評価を、平成24年度から実施しています。

本報告書は、これらの趣旨を踏まえ、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務事業の執行状況について、筑西市教育委員会事務評価委員会委員により、平成28年度事務事業の点検及び評価を取りまとめたものです。

教育委員会は、この報告書を基にして、今後の事務事業執行の改善を図るとともに、家庭や地域等と教育委員会が一体となり、望ましい教育環境づくりに努めてまいります。

2. 教育委員会の施策

教育委員会は、第2次筑西市総合計画における基本テーマのひとつである『郷土愛を育む 教育・文化都市づくり』を基本理念に、次代を拓く若者が夢をかなえることのできる質の高い教育環境づくりを行うとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって成長できる学びの環境を整備します。また、先人たちが残してきた貴重な歴史・文化及び芸術を通して、郷土愛の醸成を図り、未来へ引き継がれていく教育・文化都市づくりを目指します。

幼児・学校教育につきましては、社会の情勢に応じた教育内容の充実と教育水準の向上を図るとともに、子どもたち一人ひとりの個性に応じた相談・指導体制の充実に努めております。学校施設につきましても、老朽化対策や教育環境の質的向上を図るため、計画的な整備を進めてまいります。

生涯学習につきましては、市民の高まる学習意欲と、多様なニーズに対応できるよう関係機関・施設との連携を図るとともに、公民館講座などによる学習機会の提供と学習活動への支援、核となる人材の育成を推進してまいります。

生涯スポーツにつきましては、施設の充実に努めるとともに、効果的な管理運営や有効利用を図りながら、「ちくせいマラソン」をはじめとするスポーツイベントを拡充し、市民の健康づくりや世代間交流の輪を広げてまいります。

文化・芸術の振興につきましては、しもだて美術館・板谷波山記念館など、文化等発信施設を有効活用し、優れた文化・芸術に親しむ機会を提供するとともに、本市が誇る先人たちの偉業や文化を市内外に発信してまいります。

表1 第2次筑西市総合計画 教育施策体系（抜粋）

政 策	施 策
確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実	幼児教育の充実
	学校教育の充実
生涯学習・生涯スポーツの推進	生涯学習の充実
	青少年の健全育成
	生涯スポーツの推進
歴史・文化の継承と振興	歴史文化遺産の保全・活用
	文化・芸術の振興

3. 点検及び評価

(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会

本年度の点検及び評価は、筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「評価委員会」という。）において実施しました。

評価委員会の所掌事項は、筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則に基づき、『教育長の求めに応じ、①事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施方法、②事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の内容について、調査及び検討を行い、教育長に対し意見を述べ、又は提案する』となっています。

また、評価委員会の委員は、同規則により5人の委員で構成しています。

なお、「平成29年度筑西市教育委員会事務事業の点検及び評価について（報告）」（平成28年度実施事業）は、平成30年2月5日付けで教育長あてに提出されております。

(2) 点検及び評価対象事業

評価委員会における点検及び評価は、平成28年度に実施した教育委員会所管の事務事業で、施策の特色、事業規模などから選択した表2の事務事業です。

表2 点検及び評価対象事業

No.	事業名	基本施策	担当課
1	地域団体支援事業	生涯学習への支援	地域交流センター
2	企画展開催事業	しもだて美術館などの多面的活用	しもだて美術館
3	中学校施設環境整備改修事業	学校施設・設備の充実	施設整備課
4	文化財記録収集事業	文化財の保存・継承	文化課
5	中学生防犯用品支給事業	家庭・学校・地域との連携	学務課
6	教育情報化整備事業	学校施設・設備の充実	学務課

(3) 点検及び評価の基準

評価委員会は、「筑西市行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、点検及び評価を実施しました。

筑西市行政評価支援システムは、数値目標による進捗状況の点検を行い、関連する施策の調整や事務の改善を図り、限られた予算の効率的な配分を行うため、事務事業を対象に実施するものです。

評価委員会が用いた点検及び評価の基準は、「表3 評価基準」のとおりで、11項目で構成しています。

表3 評価基準

評価の観点	チェック項目
目的の妥当性	事務事業の目的は、市総合計画の施策目標に合致しているか（目的妥当性の度合）
	市が主体的に行うべき役割の事業か（公益性・公共性の度合）
	市民ニーズ等を反映しているか（ニーズの度合）
	特定の個人や団体に利益が偏っていないか（公益性・公共性の度合）
	市民との役割分担は適切か（公益性・公共性の度合）
事業の有効性	類似事業との再編や統合はできないか（事業費・人件費の削減）
	成果を向上させる余地はないか（より効果的な方法・手段）
	廃止・休止した場合に影響はあるか（事業の意義）
事業の効率性	成果を落とさずに事業費を削減できる余地はないか（費用対効果）
	成果を落とさずに人件費を削減できる余地はないか（費用対効果）
	受益者の費用負担や受益者機会に適正化の余地はないか（経費削減・公共性の見直し）

この11項目をそれぞれ数値化し、その合計点による総合評価は、次の4段階としました。

- A－事業改善が進んでいる
- B－事業見直しがややある（事業改善など）
- C－事業見直しが大いにある（事業改善など）
- D－事業を見直し、根本的な改善の必要がある

4. 点検及び評価結果

(1) 地域団体支援事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業である	行うべき事業である
■市民ニーズを反映しているか	ある程度反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っているところがある	偏っているところがある
■市民との役割分担は適切か	見直しが必要である	見直しが必要である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響がある(中)	影響がある(中)
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	少しはある	該当しない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	少しはある	少しはある

■事業の点検

本事業は、地域社会の発展に資する活動を行う地域女性団体及び筑西市高齢者学級指定要綱の規定に基づき指定を受けた高齢者学級に対し、補助金を交付し育成を図ることで、生涯学習の発展に資するもので、地域女性団体連絡会18団体（1,116人）に、高齢者学級22学級（1,144人）に補助金を交付しました。

地域女性団体連絡会、高齢者学級ともに、ボランティア活動や資質向上のための学習会ほか、自主的なサークル活動等も活発に行われていますが、会員の高齢化とともに新たに加入する学級生が少なく、会員数、学級生数は減少傾向にあります。

なお、地域交流センターの事務事業評価は、「A－事業改善が進んでいる」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「B－事業の見直しがややある」です。

■主な意見等

地域女性団体連絡会、高齢者学級は受け皿を広くし、若い世代の加入を促し、多くの人を受け入れてほしい。

地域女性団体連絡会、高齢者学級ともに地域との関係が深いので、地区公民館等と連携をとって活動してほしい。

(2) 企画展開催事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業である	行うべき事業である
■市民ニーズを反映しているか	反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	できない
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響がある(大)	影響がある(大)
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	少しはある	少しはある

■事業の点検

本事業は、「美術資料の収集、展示等を通じて、広域住民の芸術文化の振興、発展に資すること」を運営の目的に、独自の企画展を開催することにより、市民に対し多種多様な優れた芸術・文化に親しめる場を提供し、筑西市の文化を市内外に発信しています。また、筑西市にゆかりのある作家や知名度が高く人気のある作家の展覧会を開催することで、「来館者増」「交流人口の増加」を図り、筑西市の芸術文化を市内外にアピールします。

なお、しもだて美術館の事務事業評価は、「A－事業改善が進んでいる」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「A－事業改善が進んでいる」です。

■主な意見等

子どもたちとその家族が興味を持って来場できるような企画展を開催するとともにそのPRにも力を入れてほしいです。

入館料の設定について、高齢者割引も考えてほしい。より入場者が増えるのではないかと思う。市の行事等との連携を図り、相乗効果を狙うべきである。

(3) 中学校施設環境整備改修事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業である	行うべき事業である
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	他に該当する事業が無い	できない
■成果を向上させる余地はないか	ない	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響がある(大)	影響がある(大)
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	該当しない	該当しない

■事業の点検

本事業は、中学校施設の老朽化対策として、計画的に大規模改造工事等を実施し、建物の長寿命化と安全・安心で快適な教育環境を確保することを目的としています。また、非構造部材の耐震化対策として、屋内運動場等の吊り天井撤去及び照明器具等の落下防止工事を実施し、老朽化した建物について、年次計画により大規模改造工事等を実施します。

平成28年度は、下館西中学校及び下館南中学校の武道場について、平成29年度の工事に向けた設計業務を実施し、下館西中学校及び下館南中学校の屋内運動場並びに関城中学校武道場について、非構造部材耐震化工事を実施しました。そして、関城中学校及び明野中学校の武道場について、大規模改造工事を実施しました。

学校施設は、建築後25年以上経過した建物が多く、校舎棟の老朽化が大きな課題となっています。子どもたちの安全確保はもちろんのこと、地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組むことが求められています。

なお、施設整備課の事務事業評価は、「A－事業改善が進んでいる」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「A－事業改善が進んでいる」です。

■主な意見等

子どもたちが安全安心な生活ができるよう、施設環境を整えてほしいです。

(4) 文化財記録収集事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業である	行うべき事業である
■市民ニーズを反映しているか	反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できない	他に該当する事業がない
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響がある(大)	影響がある(大)
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	ない	ない

■事業の点検

本事業は、市内に残る指定文化財並びに未指定の文化財や風俗習慣など忘れ去られていく文化財等の調査記録化に努め、貴重な筑西市の財産として将来にわたって保存継承していくことを目的としています。

事業の概要は、市内の歴史的建造物について、建築の専門家による調査を行い記録収集に努めること、下館地区の歴史事象について、市民が語った録音テープを調査研究し「昔語り」として保存に努めること、指定文化財保存管理台帳の再整備を図るため、文化財の図化（測量図・実測図などの作成）をすすめること、未指定文化財の所在調査・記録化を実施し、文化財として指定・登録を図ること、無形民俗文化財の保持団体は後継者不足がすすんでいることから、文化財の映像記録化を図ることです。平成28年度は未指定文化財の五所神社鳥居の測量調査を行いました。

なお、文化課の事務事業評価は、「B－事業見直しがややある」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「B－事業見直しがややある」です。

■主な意見

筑西市の貴重な文化を後世に残す重要な事業であるので、慎重にすすめてほしい。

(5) 中学生防犯用品支給事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	間接的に合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	必ずしも行うべき事業とはいえない	行うべき事業である
■市民ニーズを反映しているか	ある程度反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	部分的にできる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	少しはある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響がある(中)	影響がある(中)
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	少しはある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	少しはある	少しはある

■事業の点検

本事業は、防犯用品を支給し、常に携帯させ防犯に役立てる。緊急時に鳴らすことにより周囲に知らせ、救助又は犯罪防止に役立てるものです。

なお、学務課の事務事業評価は、「B－事業見直しがややある」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「A－事業改善が進んでいる」です。

■主な意見等

ブザーは頑丈にできており、音も高く大きく、犯罪等の抑止効果は高いと思う。
自転車に乗るときブザーの取り付け方には工夫が必要だと思う。

(6) 教育情報化整備事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業である	行うべき事業である
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	他に該当する事業がない	他に該当する事業がない
■成果を向上させる余地はないか	該当しない	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響がある(大)	影響がある(大)
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	該当しない	該当しない

■事業の点検

本事業は、次代を担う子どもたちに対し、効果的な学習環境を提供するとともに教員のコンピュータ活用力が向上したことを活かし、子どもたちのコンピュータ活用を一層促進することにより、情報化社会に対応できる子供たちを育成することを目的としています。

年次計画により、パソコン更新時に従来のデスクトップ型からタブレット端末に更新し、学習環境を整えています。

なお、学務課の事務事業評価は、「B－事業見直しがややある」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「B－事業見直しがややある」である。

■主な意見

小学生がタブレット型のパソコンに触れる機会があるのは素晴らしいことであり、今後もすすめてほしい。

授業で効果的に活用するために指導する教員の技能の向上を図ってほしい。

5. まとめ

評価委員会の設置目的は、外部委員の評価を得ることにより、より確実な教育行政の推進を図ろうとするもので、教育行政の課題抽出とその解決の一端を担うものです。今年度は、平成28年度の事務事業の点検及び評価を実施するにあたり、教育行政に精通した有識者に幅広い見地から貴重な外部意見をいただきました。

評価委員会の6事業に対する評価は、概ね内部評価と同様の評価いただきました。あわせて、事務事業の課題等のご指摘、また行政運営の充実につながる要望など数多くのご指摘を賜っており、教育行政のさらなる飛躍を目指す教育委員会にとって参考となる内容であります。

今回実施いたしました事務事業の点検及び評価は、次年度以降の施策の推進や改善に反映できるように努めることが肝要であります。あわせて、市民のため透明性の高い教育行政を推進することは、信頼関係の構築はもちろんのこと、次世代を担う人材の育成や市民一人ひとりの生きがい充足される各種施策が円滑に推移する原動力となります。このことを念頭に、筑西市の教育行政を運営してまいります。

資料1

筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則（平成20年11月26日 教育委員会規則第8号）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たって、同条第2項の規定による学識経験者の知見の活用を図るとともに、その客観性及び透明性を確保するため、筑西市教育委員会事務評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、筑西市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育長に対して意見を述べ、又は提案するものとする。

- (1) 事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施方法
- (2) 事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか評価委員会において必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学務主管課において処理する。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。